

平成22年度事業計画書

自 平成22年 4月 1日

至 平成23年 3月 31日

【平成22年度の重点事項】

当協会は、農林水産業及びこれらの関連産業の健全な発展等を図るため、JAS制度の普及啓発等の事業を、農林水産省の指導の下に会員及び消費者団体等の理解と協力を得て実施する。

また、このような事業活動の基本方針を具体化するに当たり、次の事項を重点的に実施する。

- ①改正JAS法に基づき、5年ごとに見直されるJAS規格や品質表示基準等、JAS制度に関する様々な改正等に対して、関係事業者等がスムーズに移行できるよう、関係業団体等とも十分連携を図りつつ、対応に努める。
- ②関係団体の協力を得て、各種セミナーや展示会への出展等を通じ、JAS制度の普及啓発に努める。
- ③JAS制度全般に関して、消費者、生産・流通業者、報道関係者等から寄せられる問合せや相談に、関係書籍等を活用しながら、適切かつ迅速な対応に努める。

【諸事業の実施】

上記重点事項を踏まえて、次の諸事業の円滑で効果的な実施に努める。

1. JAS普及啓発事業

(1) 機関誌の発行

機関誌「JAS情報」については、内容の充実に努めながら毎月1回発行し、会員及び消費者団体等関係先に配布する。

(2) セミナー等の開催

時宜に適したテーマにより各種セミナーを開催し、また、展示会に出展する等により、広く事業者や消費者にJAS制度について普及・啓発を行う。

(3) メールマガジン配信の実施

メール配信を希望する会員を対象として、JAS制度や講習会開催等に関する有益な最新情報について、メールマガジンを不定期で発行する。

2. JAS講習事業

(1) 食品製造業品質管理担当者等一般講習会の開催

JAS認定製造業者の品質管理担当者及び格付担当者等を対象とする講習会のうち、食品関係

の共通分野についての一般講習会を開催する。

(2) 有機関係 J A S 講習会の開催

有機農産物等の認定の技術的基準に規定される資格者を対象とした有機関係 J A S 講習会を開催する。

3. J A S 規格集等作成配布事業

J A S 規格及び品質表示基準等の制定・改正の都度、その内容を整理して発行するほか、制度全体の解説書である「J A S 制度の手引」を適宜改版し、発行する。

4. J A S 協力の店普及推進事業

J A S 協力の店に対して、機関誌「J A S 情報」を配布し、J A S マーク品の流通促進に努める。

5. 時事問題対応活動等

J A S 制度に関係する時事問題等、J A S 関係業界の事業に関連する諸問題について、当協会会員団体及び会員企業への情報提供に努めるとともに、必要に応じ会員団体の要望を集約して関係当局に要請する等の対応に努める。

6. 諸会議の開催

当協会の円滑な運営を図るため、総会及び理事会のほか、会員団体等との意思疎通と情報交換を推進する連絡協議会等を適宜開催する。